

第 4 章

計画の推進に向けて

1 国・東京都・関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するためには、本計画の基本理念「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」を念頭に、四つの基本目標の実現に向かって着実に取り組むことが必要です。

事業所の雇用・労働条件に関する男女格差解消に向けた働きかけや女性の就業に関する支援、DVをはじめとした暴力被害者の保護・支援等については、本市だけで解決することが困難なため、国・東京都・関係機関と連携して対応します。課題解決のために国や東京都としての措置が必要と考えられる場合には、必要に応じて要望や提言を行います。一方、他の自治体における取組についても情報収集し、本市の取組の参考とします。

2 計画の進行管理と推進体制の充実

(1) 計画の進行管理体制の強化

重点事業を中心に、本計画で位置付けた施策を総合的かつ効果的に実行するため、全庁的な推進体制を確立させます。また、計画の実効性を高めるため、設定した数値目標に照らし合わせながら定期的に計画の進捗状況を確認し、評価を行います。評価に当たっては、公募市民等によって構成する「武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会」の意見を加味するとともに、その結果を分かりやすく市民に提示します。

また、評価に対する意見等を踏まえ、必要であれば計画期間中であっても計画の見直しを行います。

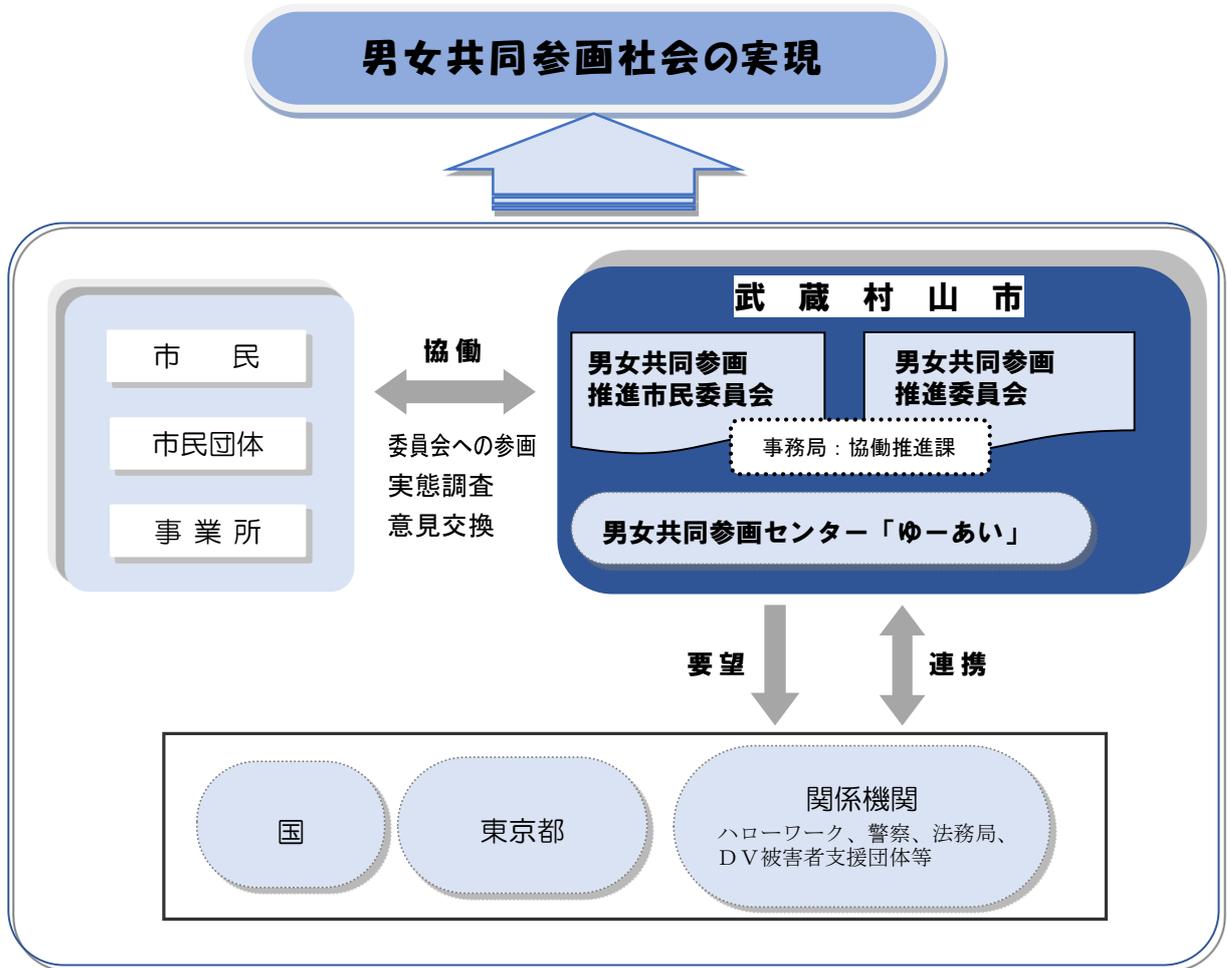
(2) 計画の推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく、市民や市民団体、事業所等が相互に協力して、それぞれの立場から取組を推進することが不可欠です。本市は市民や市民団体、事業所等との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めます。また、本市における男女共同参画の基本的方針や取組に対する認識を共有することを目的に、男女共同参画条例について検討します。

市民に接する市職員一人ひとりが男女共同参画意識を持ちながら職務に当たることにより、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させます。また、本市の関係部署の職員で構成する「武蔵村山市男女共同参画推進委員会」を中心に、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決に取り組めます。

地域においては、平成18年に開館した男女共同参画センター「ゆーあい」を男女共同参画推進の拠点施設と位置付けて、情報提供や相談の場として一層活用していきます。男女共同参画センター「ゆーあい」の担うべき役割については、社会情勢の変化を念頭に絶えず検討し、市民のニーズに合致するようにします。併せて、運営に市民意見を反映させる仕組みづくりについて検討します。

図 26 男女共同参画社会の実現に向けた取組のイメージ



▼男女共同参画推進市民委員会

男女共同参画社会の実現を目指し、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するために本市が設置する組織。市民活動団体や公共的団体等の関係者、公募による市民等の合計10人を市長が委員として委嘱し、男女共同参画計画の進捗状況の評価や本市の男女共同参画の推進に資する事業等を行う。

▼男女共同参画推進委員会

武蔵村山市男女共同参画計画に基づく施策に関して必要な事項を協議し、その効果的な推進を図るために本市が庁内に設置する組織。協働推進部長を中心に関係部局の課長級職員13人で構成する。男女共同参画計画の自己評価をはじめとした進捗管理を総合的に行う。

▼男女共同参画センター「ゆーあい」

本市における男女共同参画社会の形成の促進を図るため、平成18年に緑が丘ふれあいセンター内に開館した施設。男女共同参画に関する情報提供、相談業務、講座や講演会の開催、地域で活動する団体に対する活動場所の提供等を通して、市民や登録団体の拠点施設となっている。指定管理者制度により、市内の民間団体が管理運営業務を担っている。